

広島県薬物乱用対策推進本部要綱

(設置)

第1条 薬物乱用対策について、関係諸機関相互の緊密な連絡を図るとともに総合的かつ効率的な対策を強力に推進するため、広島県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、薬物の乱用及びその弊害をぼうしするため広報活動並びに薬物の乱用及びその弊害を根絶するための取締りの強化に関する対策のほか、薬物乱用対策上重要と認められる事項について協議する。

(組織)

第3条 本部は、本部長・副本部長及び本部員25名以内で組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長1名及び副本部長1名を置く。

2 本部長は、広島県知事の職にある者をもって充て、副本部長は広島県健康福祉局長の職にある者をもって充てる。

(本部員)

第5条 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第6条 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(幹事)

第7条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事は、本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(会議)

第8条 会議は、本部会議と幹事会議とする。

2 会議は、本部長が必要に応じ招集する。

3 本部会議の議長は本部長が、幹事会議の議長は広島県健康福祉局薬務課長が、これに当たる。

4 本部員及び幹事は、その相当と認める者を代理人として出席させることができる。

5 本部会議は、本部員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

6 本部会議の議事は、出席本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 本部長は、必要に応じて本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、広島県健康福祉局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が本部会議に諮って定める。

附 則
この要綱は、昭和 48 年 9 月 3 日から適用する。

附 則
この要綱は、昭和 51 年 6 月 24 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 56 年 4 月 15 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 59 年 6 月 14 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 60 年 6 月 12 日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和 61 年 7 月 10 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 6 年 8 月 24 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 10 年 5 月 12 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 11 年 5 月 20 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 12 年 5 月 25 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 13 年 4 月 23 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 7 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

別表 1

本 部 員
広島地方検察庁刑事部長
中国矯正管区少年矯正部長
広島刑務所長
広島拘置所長
広島少年鑑別所長
広島少年院長
貴船原少女苑長
広島保護観察所長
広島出入国在留管理局長
広島税関支署長
中国四国厚生局麻薬取締部長
中国運輸局広島運輸支局長
第六管区海上保安本部警備救難部長
広島海上保安部長
広島労働局長
広島大学医学部長
一般社団法人広島県医師会会長
公益社団法人広島県薬剤師会会長
広島県教育委員会教育長
広島県警察本部長
広島県環境県民局長
広島県健康福祉局長
広島県立総合精神保健福祉センター所長

別表 2

幹 事
広島地方検察庁麻薬係検事
少年矯正第二課長
広島刑務所分類教育部首席矯正処遇官
広島拘置所首席矯正処遇官
広島少年鑑別所首席専門官
広島少年院統括専門官
貴船原少女苑主席専門官
広島保護観察所統括保護観察官
広島出入国在留管理局首席入国警備官
広島税関支署統括監視官
中国四国厚生局麻薬取締部捜査課長
中国運輸局広島運輸支局首席陸運技術専門官
第六管区海上保安本部国際刑事課長
広島海上保安部警備救難課長
広島労働局監督課長
広島大学霞地区運営支援部学生支援グループグループリーダー
一般社団法人広島県医師会常任理事
公益社団法人広島県薬剤師会専務理事
広島県教育委員会学びの変革推進部豊かな心と身体育成課長
広島県教育委員会学びの変革推進部生涯学習課長
広島県警察本部生活安全部少年対策課長
広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第三課長
広島県環境県民局県民活動課長
広島県健康福祉局医療政策課長
広島県健康福祉局疾病対策課長
広島県健康福祉局薬務課長
広島県立総合精神保健福祉センター次長（兼）地域支援課長